令和7年度(2025年度)

九州総合通信局
重点施策集

～ つながる九州、新たな未来へ ～

Kyushu Bureau of Telecommunications
総務省　九州総合通信局

九州総合通信局

詳細はWebで

【目次】

全体テーマと3つの柱・・・P2

Ⅰ　大規模災害（南海トラフ地震等）を見据えた防災・減災対策の強化・・・・・・・・・P3～P11
　1　災害に強い通信・放送インフラの強靭化
　2　災害時における支援の強化
　3　情報伝達手段の多様化・多重化・高度化

Ⅱ　地域DXの推進による持続可能な地域社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12～P25
Ⅱ－1　地域活性化に向けたデジタル基盤整備の促進
　1　地方公共団体等との連携の促進
　2　5G・光ファイバ等のデジタル基盤整備の促進
　3　電波利用による地域課題の解決・地域活性化の促進
Ⅱ－2　誰もが安心して働き、暮らせるためのデジタル技術の利活用の推進
　1　地域課題を解決するためのデジタル基盤活用の推進
　2　誰もが安心して働き、暮らせるための取組の推進及びデジタル人材の育成・確保
　3　産学官との連携の推進
Ⅱ－3　国際競争力の強化
　1　海外展開の推進

Ⅲ　安心・安全で信頼できる情報通信環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P26～P38
　1　情報リテラシーの推進
　2　安心・安全なワイヤレス環境の確保
　3　放送の良好な受信環境の確保
　4　サイバーセキュリティ対策の推進

資料　特定信書便事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P39
九州総合通信局の概要と主な相談窓口

各ページの右上表示 凡例：　**大項目－中項目－小項目（重点施策）**

～ つながる九州、新たな未来へ ～

Ⅰ 大規模災害（南海トラフ地震等）を見据えた防災・減災対策の強化

近年頻発化・激甚化している豪雨災害や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震等の災害の発生を見据えて、通信・放送インフラの強靱化や情報伝達手段の多様化、関係機関との連携強化を推進します。

災害時においてはリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の派遣などを通じて、通信の早期復旧に向けた支援を行います。

Ⅱ 地域DXの推進による持続可能な地域社会の実現

ICT技術を活用した地方創生2.0の実現のため、地方公共団体等と連携したデジタル基盤整備の促進、地域課題解決に資するデジタル技術の利活用の推進、並びに、放送コンテンツ及びデジタル技術の国際競争力の強化により、持続可能な地域社会を目指します。

Ⅲ 安心・安全で信頼できる情報通信環境の整備

安心・安全で信頼できる情報通信環境を整備するため、情報リテラシーの推進やサイバーセキュリティに係る人材育成の支援を行います。

また、社会のライフラインである電波の安心・安全なワイヤレス環境の確保のために、電波利用環境整備を推進します。

さらに、放送における良好な受信環境の確保のための周知啓発や支援を行います。

総務省九州総合通信局は、3つの大項目の柱、14の中項目、30の小項目（重点施策）の令和7年度重点施策をとりまとめました。
これらの施策を総合的に推進し九州の発展に貢献してまいります。

Ⅰ　大規模災害（南海トラフ地震等）を見据えた防災・減災対策の強化

中項目

１　災害に強い通信・放送インフラの強靱化

災害発生時に被災状況や避難情報など、生命・財産の安全確保に不可欠な情報を広く提供できるインフラである通信及び放送について、重要な情報を確実に伝達できるようネットワークの強靱化と耐災害性強化を推進します。

通信においては、携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量蓄電池等の設置や衛星回線による冗長化を進めます。

また、放送においては、放送設備の被害状況をいち早く把握するとともに、設備等の復旧が迅速に行われるよう、各種支援制度の活用を提案し、被災した自治体等の早期復旧に向けた取組を支援します。

２　災害時における支援の強化

避難・救援・復旧活動等に必要不可欠な通信を確保するために、被災地へのリエゾン（災害対策現地情報連絡員）派遣や、通信機器の貸与等の災害対策支援を強化します。

また、情報伝達手段として必要となる通信サービスの迅速な確保や非常通信体制を確保するため、平時から非常通信訓練の実施や、関係機関との連携を強化します。

３　情報伝達手段の多様化・多重化・高度化

市町村から地域住民に対して避難指示や生活支援等に関する情報を確実に伝達できるよう、デジタル防災行政無線をはじめ、複数の情報伝達システムの整備を促進します。

携帯電話基地局の機能維持のための強靱化支援

大規模災害時において、停電や伝送路の断線に伴う携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量化した蓄電池やソーラーパネル等の設置や衛星回線による冗長化等を進めるとともに、他事業者網への切替えを可能とする事業者間ローミングによる重層的な強靱化対策を推進します。

携帯電話基地局の強靱化のイメージ

非常時における事業者間ローミング

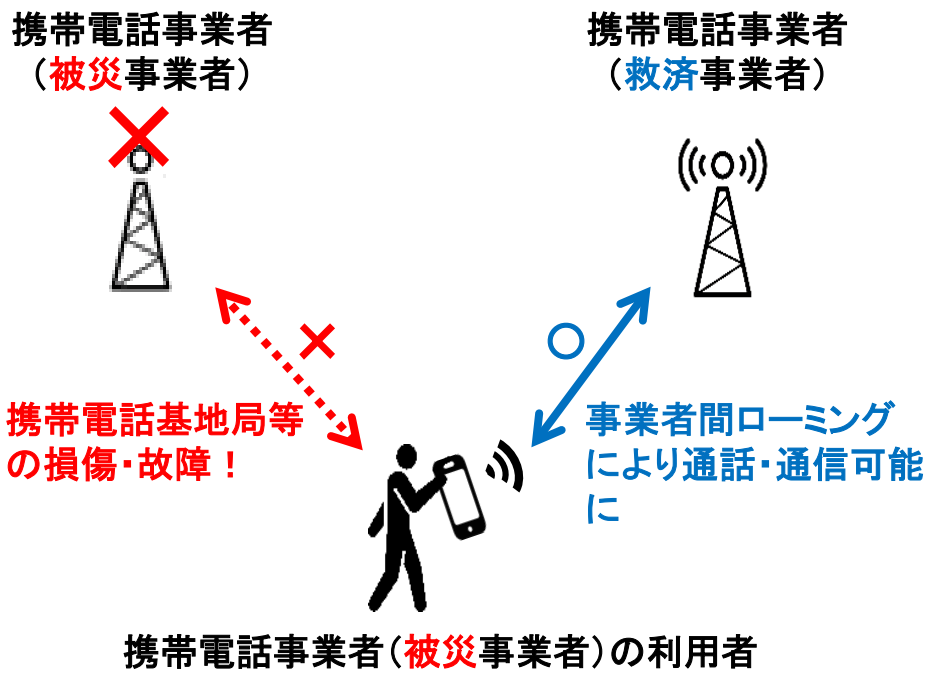

【担当：陸上課 096-326-7857】

災害対策補完送信所など放送ネットワークの強靱化の促進

被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化と耐災害性強化を実現します。なお、今年度から補助対象が拡充します。

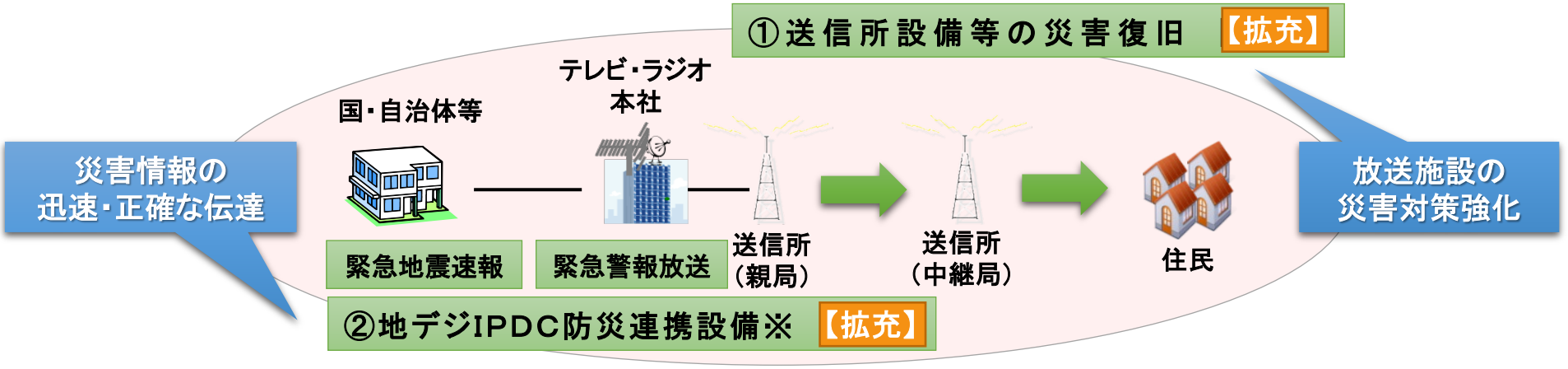

※ 地上デジタル放送の放送波に地域の防災情報等を送信する設備

放送ネットワーク整備支援事業

【事業主体】 地方公共団体、第三セクター、地上基幹放送事業者等

【事業スキーム】 補助事業

【補助対象】 ① 送受信設備、送受信アンテナ、緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備等【拡充】
② 地デジIPDC防災連携設備※【拡充】

【補助率】 地方公共団体：1/2、第三セクター：1/3、地上基幹放送事業者等：1/3

【担当：放送課 096-326-7871】

停電対策など地上基幹放送等の放送継続に向けた耐災害性の強化

大規模な自然災害が発生した場合においては、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させるため、地上基幹放送の放送局の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備等費用の一部を補助することにより、電波の適正な利用を確保します。なお、今年度から補助対象が拡充します。

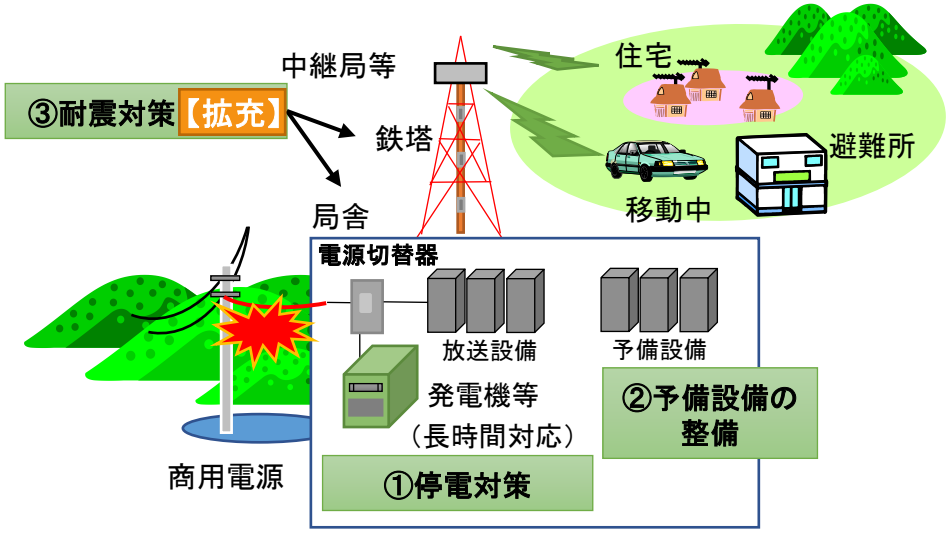

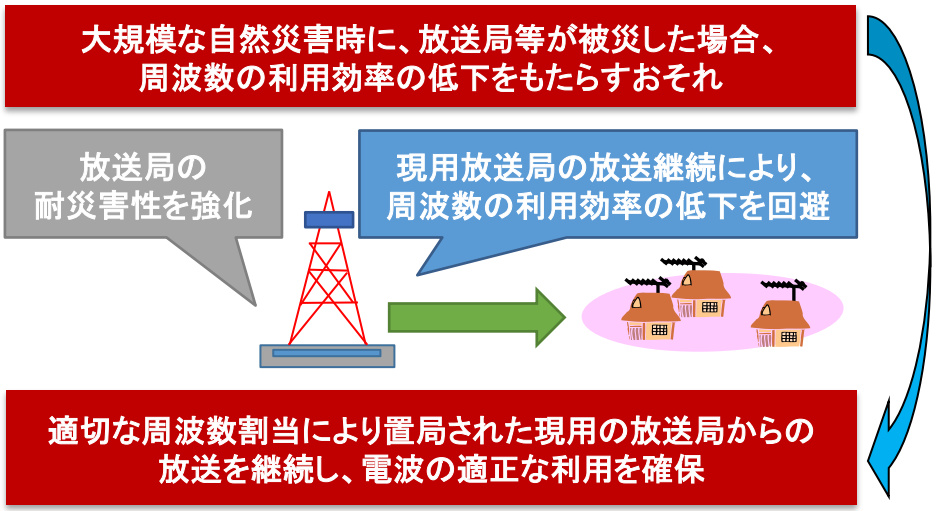

無線システム普及支援事業

【事業主体】　地上基幹放送事業者等、地方公共団体等

【事業スキーム】　補助事業

【補助対象】　①停電対策、②予備設備の整備、③耐震対策【拡充】

【補助率】　地方公共団体等：1/2、地上基幹放送事業者等：1/3
受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村：2/3

【担当：放送課 096-326-7871】

ケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化

近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実でかつ安定した情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助します。なお、今年度から補助対象等が拡充します。

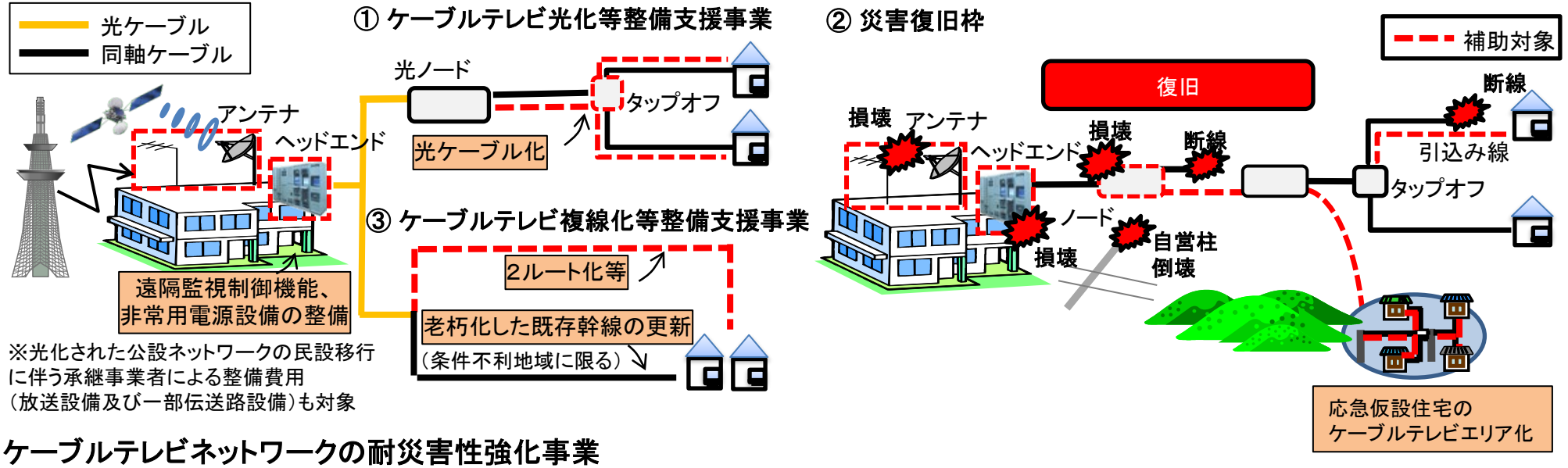

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

【事業主体】　市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
（これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者（承継事業者）を含む。）

【補助対象地域】 ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
※業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあっては、条件不利地域に限る。

【補助率】　①③（1）市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）：1/2、（2）第三セクター（承継事業者）：1/3
①※財政力指数0.5超の自治体は1/3【拡充】
※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3
②：1/2

【補助対象経費（上図の赤線部分）】 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ　等
③※非常用電源設備単独の整備も対象【拡充】

【担当：有線放送課 096-326-7876】

リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の派遣及び災害対策用機材の貸与

地方公共団体の災害対策本部等にリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を派遣して、通信・放送の被災状況を把握し、早期復旧に向けた関係機関との連絡調整を行います。
また、通信の臨時的な確保のために、地方公共団体等に対して移動通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車等の貸与を行います。

《リエゾン派遣による支援》

・関係行政機関や事業者等との連絡調整
・被災した地方公共団体への技術的助言
・移動通信機器の貸与の手配
・移動電源車等の貸与の手配
・臨時災害放送局の開設支援

《移動通信機器の貸与》

衛星携帯電話

簡易無線

MCA無線

スターリンク

《移動電源車等の貸与》

移動電源車

可搬型発電機
（ガソリンタイプ）

可搬型発電機
（プロパンガスタイプ）

《臨時災害放送局用機器の貸与》

住民等に災害関連情報を伝えるために
ラジオ放送を行おうとする地方公共団体
に対して、臨時災害放送局用機器を
貸与するとともに、放送局の開設を
支援します。

【担当：防災対策推進室 096-326-7334、放送課 096-326-7871】

災害に備えた関係機関との連絡・連携体制の維持・情報共有

災害時の対応を円滑に実施するために、平時から電気通信事業者・地方公共団体・自衛隊等の防災関係機関との情報共有・意見交換や防災訓練等を実施して、連携強化を図ります。

《災害時を想定した連携訓練》

陸上自衛隊・通信事業者との共同訓練の模様

県総合防災訓練における放送機器・移動通信機器等の展示

《九州電気通信事業者連絡会の開催》

総務本省が設置する「大規模災害時における通信サービスの確保に関する連絡会」の地方連絡会として年2回、定期的に開催しています。

当局及び九州管内においてサービス提供を行う指定公共機関等の主な電気通信事業者で、災害対応等にかかる情報共有・意見交換を実施しています。

九州電気通信事業者連絡会の模様

【担当：防災対策推進室 096-326-7334、電気通信事業課 096-326-7821】

災害時の非常通信体制の確保

災害時における人命救助・災害救護等に必要な通信を確保するための非常通信ルートを策定するとともに、発災時に備え、非常通信ルートによる非常通信訓練を年間を通じて実施します。

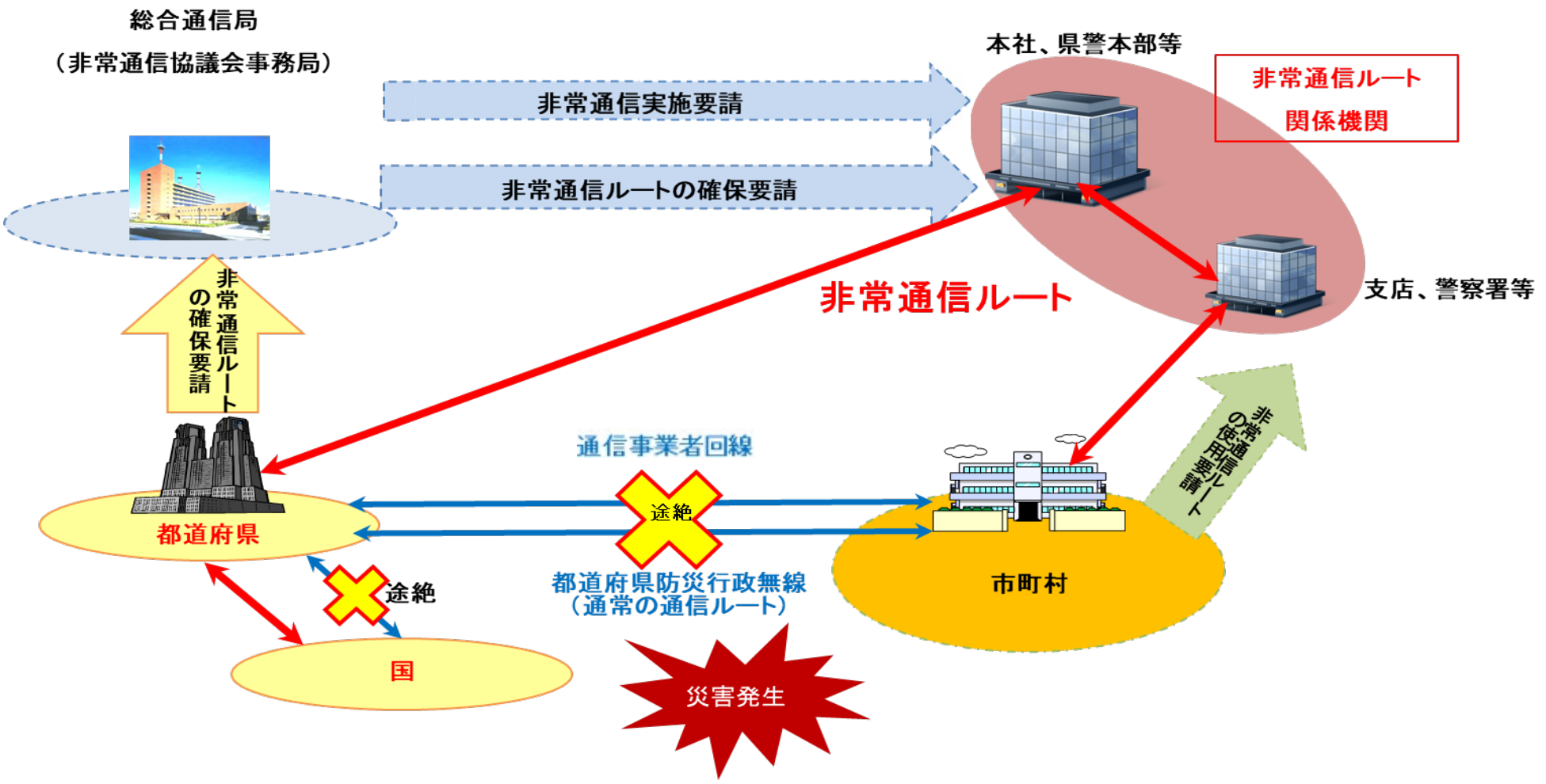

【担当：陸上課 096-326-7857】

防災情報伝達手段の整備促進

発災時の情報伝達に有効な手段の整備促進を図るとともに、デジタル防災行政無線を推進します。また、既設デジタル同報系を保有する地方公共団体の更改の移行計画に対して適切なフォローを行っていきます。

文字表示装置付き屋外拡声子局

（音声・文字）

カメラ付き屋外拡声局

（音声・画像）

（ﾃﾞｰﾀ・FAX等）

複信通話

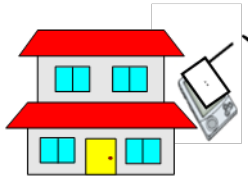

（音声・文字）

文字表示装置付き戸別受信機

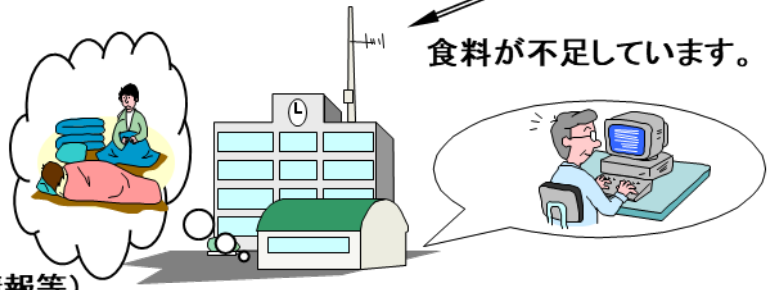

避 難 所 等

同報親局役場

【担当：陸上課 096-326-7857】

Ⅱ　地域DXの推進による持続可能な地域社会の実現
Ⅱ－1　地域活性化に向けたデジタル基盤整備の促進

中項目

1　地方公共団体等との連携の促進

地方公共団体が進めるデジタル社会実現に向けた計画と通信事業者等が取り組むインフラ整備計画との整合性を図りつつ、地方公共団体が抱える課題の解決やニーズに応じたインフラ整備について、「地域協議会」を通じて効率的・効果的に推進します。

2　5G・光ファイバ等のデジタル基盤整備の促進

通信事業者やインフラシェアリング事業者等による5Gのサービスエリア拡大、地域の企業や地方公共団体等によるローカル5Gの整備計画を積極的に支援します。

また、過疎地域や離島等の伝送路整備が進まない条件不利地域等において、地方公共団体や通信事業者による光ファイバの整備を支援します。

3　電波利用による地域課題の解決・地域活性化の促進

電波の有効利用のための提案公募型研究開発を推進し、特定実験試験局等特例制度の活用とともに、地域活性化を促進します。

地域協議会を通じた地方公共団体等との基盤整備の連携促進

地域協議会において地方公共団体の要望やニーズを把握するとともに、通信事業者や社会実装関係者等の間で地域におけるインフラ整備とデジタル実装のマッチングを推進します。

【地域協議会を通じた取組】

○ 九州デジタル推進ワーキング（座長：尾家祐二 九州工業大学名誉教授）のもとに地域協議会を設置（令和4年5月30日：事務局は（一社）九州テレコム振興センター）。

(1)アンケート調査によるマッチング【フェーズⅠ】

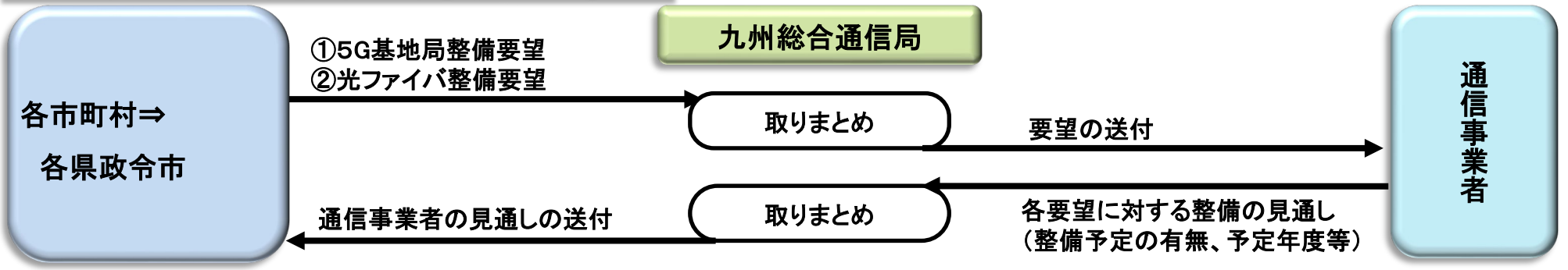

(2)個別議論によるマッチング【フェーズⅡ】

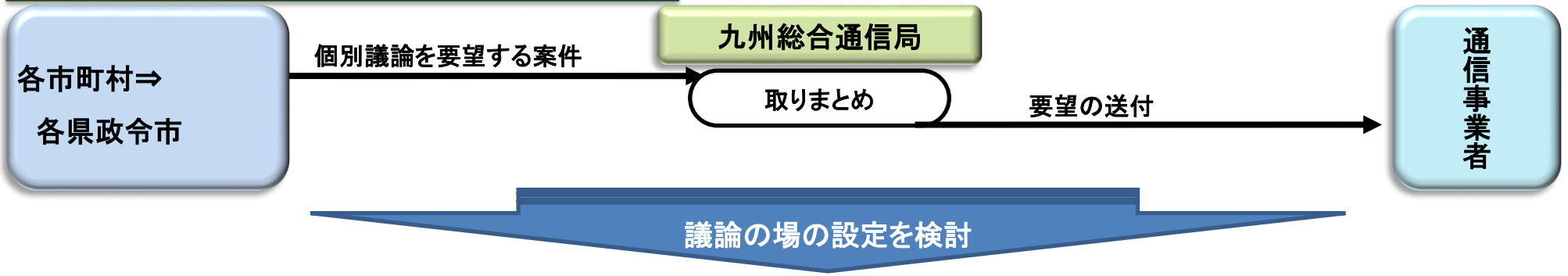

県、市町村、通信事業者、九州総合通信局による個別議論の実施

【担当：情報通信振興課 096-326-7825】

5G等のインフラ整備促進及びローカル5Gの整備支援

無線通信事業者やインフラシェアリング事業者による5G基地局の整備や高度化を促進し、管内における5Gのサービスエリアを速やかに拡大するため、積極的に支援を行います。なお、今年度から補助メニューが拡充されます。
また、地域の企業や自治体等が個別のニーズに応じた地域の課題を解決するため、限られたエリアでのローカル5Gの整備計画に対し、円滑に導入できるよう支援します。

携帯電話等エリア整備事業

補助メニュー	補助内容	補助率
基地局施設整備（４G等）	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア	事業主体：地方公共団体 【１社整備】 国 1/2 / 都道府県 1/5 / 市町村 3/10 【複数社整備】 国 2/3 / 都道府県 2/15 / 市町村 1/5 事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等 【１社整備】 国 1/2 / 無線通信事業者 1/2 【複数社整備】 国 2/3 / 無線通信事業者等 1/3
高度化施設整備（５G）	４Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、５G基地局を設置する場合	

※伝送路施設の設置（光ファイバの設置）や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。
※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

【拡充】

補助メニュー	補助内容	補助率
復旧・復興支援メニュー（基地局施設復旧事業）	災害等により損壊した携帯電話等の基地局施設を復旧する場合の整備費を補助	事業主体：地方公共団体 【１社整備】 国 1/2 / 都道府県 1/5 / 市町村 3/10 【複数社整備】 国 2/3 / 都道府県 2/15 / 市町村 1/5 事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等 【１社整備】 国 1/2 / 無線通信事業者 1/2 【複数社整備】 国 2/3 / 無線通信事業者等 1/3
高度化・更新支援メニュー（基地局施設更新事業）	通信環境の安定性確保のため、携帯電話等の基地局施設の高度化に伴う更新をする場合の整備費を補助	

※復旧・復興支援メニュー及び、高度化・更新支援メニューは、過去に国が補助金により整備した施設・設備等が補助対象。
※基地局施設、高度化施設（5G基地局）及び伝送路施設（光ファイバ）の整備費や運用費に関する補助メニューも存在。
※離島の場合、補助率は嵩上げ（1社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4）

ローカル5Gの活用例

建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用

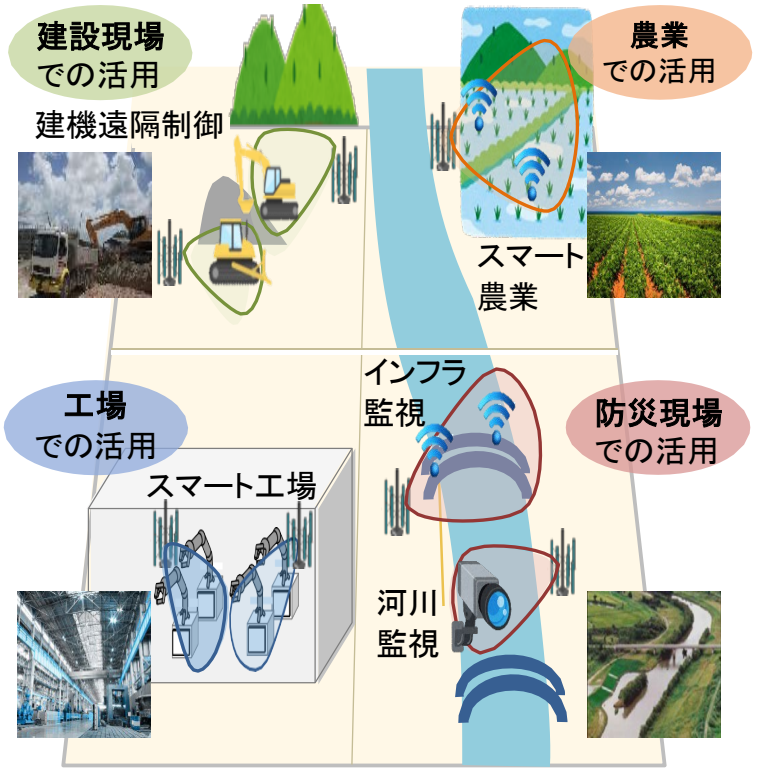

【担当：陸上課 096-326-7857】

条件不利地域における光ファイバの整備等の促進

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助します。
また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助します。

【高度無線環境整備推進事業】

イメージ図

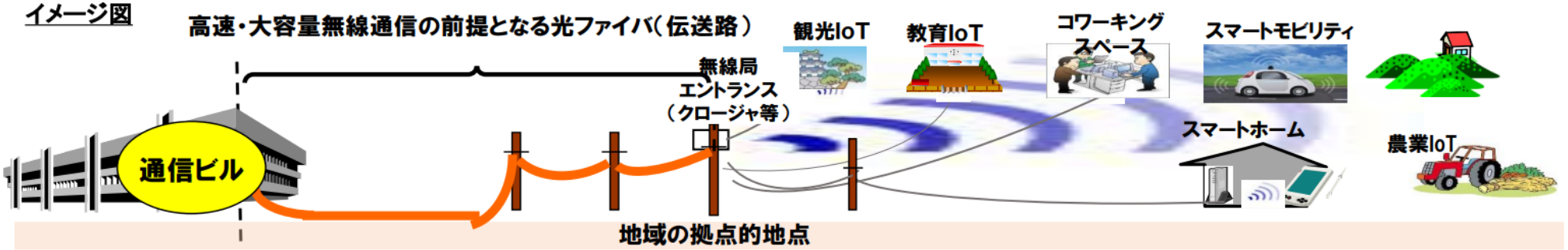

- 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- 本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。
- 地方公共団体が事業主体となる事業において、予算額を上回る事業要望があった際は、当該団体におけるマイナンバーカード交付率を考慮の上、事業採択を行う場合があります。

【離島伝送用専用線維持管理事業】

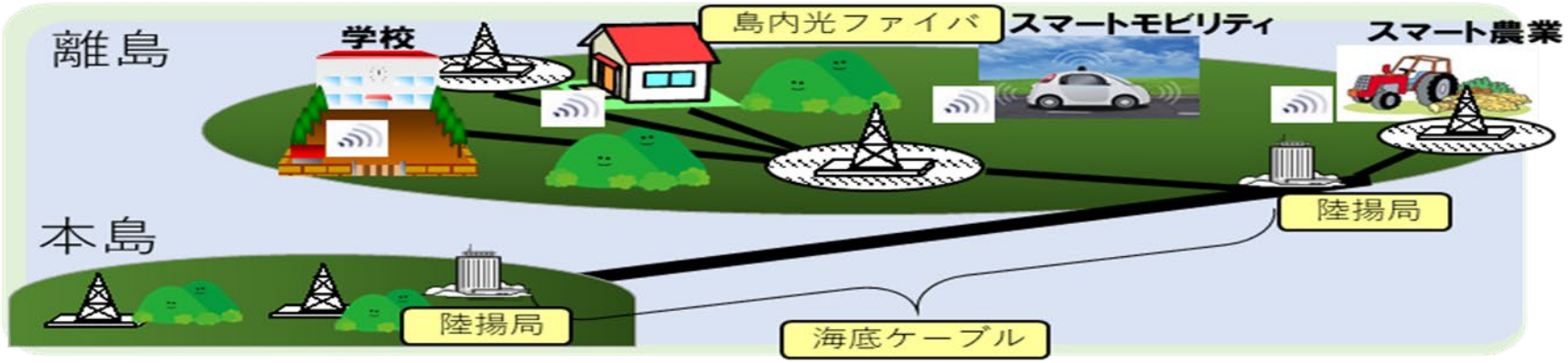

【担当：電気通信事業課 096-326-7821、情報通信振興課 096-326-7825】

持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業(FORWARD)の推進

電波の有効利用のための要素技術の研究開発や、電波有効利用技術を用いたワイヤレスシステムの活用等による地域課題の解決・地域ニーズへの対応等、地域に寄り添った研究開発を推進するため、各総合通信局等において課題を公募します。

1. 制度の概要

公募対象課題	● 電波有効利用基盤技術部門：電波の有効利用を促進する基盤技術の研究開発を行う課題 ● デジタルインフラ構築部門　：地域課題の解決や地域ニーズに対応するため、ワイヤレスシステムの活用によるデジタルインフラを整備・運用する際に必要となる技術の研究開発を行う課題
応募要件	日本国内の大学、高専、民間企業、研究開発法人、地方自治体に属する研究機関等
実施期間及び研究経費	● 実施期間　　：最長4年度（1～4年度の間で提案者が設定可） ● 研究開発経費：1年度目及び2年度目：最大1,300万円／年度、3年度目及び4年度目：最大3,900万円／年度
評価体制	● プログラムディレクター・プログラムオフィサーを配置し、採択課題や予算配分額の決定、制度の運用や改善・見直し等について意見を聴取。 ● 提案課題の採択・継続・終了時には、外部有識者による評価委員会において評価を実施。

2. 実施の流れ

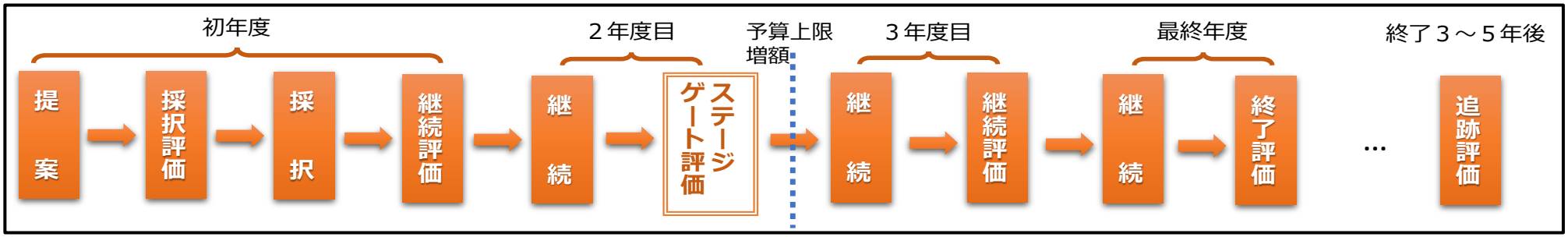

【担当：電波利用企画課 096-326-7890】

特定実験試験局制度等の利活用促進

電波利活用の推進のため、「特定実験試験局制度」や「技適未取得機器を用いた実験等の特例制度」を広く周知・啓発するとともに、電波利活用の多様性に関するセミナーを開催するなど、地域のニーズに応えます。

特定実験試験局制度

情報通信分野の急速な技術革新に対応する無線通信による実験の早期実施ニーズに応えるため、あらかじめ公示した周波数等の範囲内で一定の条件を満たしているときに、短期間で無線局（実験試験局）の免許が可能となるように免許手続を簡略化する制度です。

免許手続の流れ図

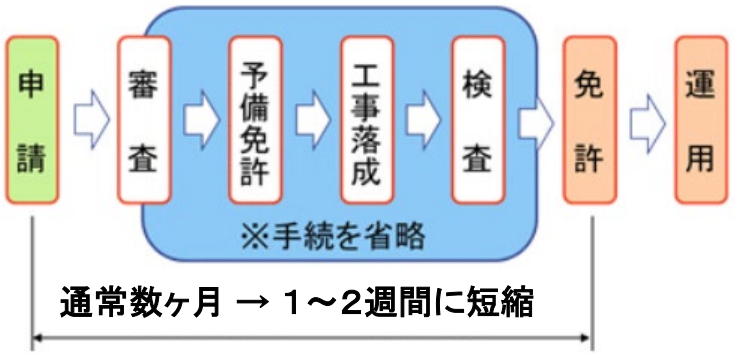

技適未取得機器を用いた実験等の特例制度

我が国の技術基準に相当する技術基準（国際的な標準規格）を満たす等の条件のもと、届出により、最長180日、技術基準適合証明（技適）等を取得しなくても、Wi-Fi・LTE等を用いた新サービスの実験等を可能とする特例制度です。

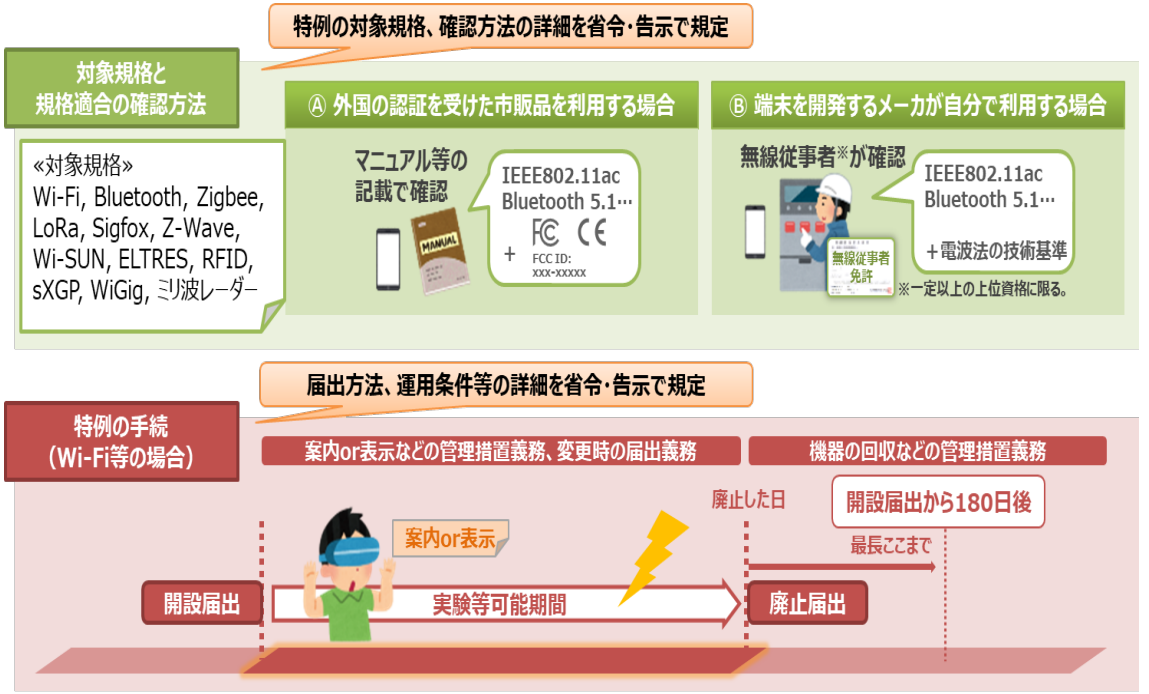

※LTE等については、携帯電話事業者等が必要な許可を取得していれば、利用者は携帯電話事業者等との契約により実験等が可能。

【担当：電波利用企画課 096-326-7890】

Ⅱ　地域DXの推進による持続可能な地域社会の実現
Ⅱ-2　誰もが安心して働き、暮らせるためのデジタル技術の利活用の推進

中項目

1　地域課題を解決するためのデジタル基盤活用の推進

デジタル技術は、人口減少や少子高齢化、産業の空洞化など、地域が抱える様々な課題解決のための鍵となることから、ローカル5G等による地域デジタル基盤の整備や活用を促進します。

2　誰もが安心して働き、暮らせるための取組の推進及びデジタル人材の育成・確保

高齢者等へのデジタル活用支援や、明日の九州を担う管内のデジタル人材の発掘・育成に取り組みます。

3　産学官との連携の推進

官民一体となって九州管内の大学、企業等の研究者への助言及び各種支援を行い、ICT研究開発支援を推進します。

地域課題の解決に向けた地域社会DXパッケージ事業の推進

ICT技術を活用した地方創生2.0の実現に向け、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を加速させるため、①デジタル人材/体制の確保支援、②先進的ソリューションの実用化支援（実証）、③地域のデジタル基盤の整備支援（補助）により総合的に支援します。なお、今年度から支援対象が拡充します。

好事例の創出・展開

③地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

②先進的ソリューションの実用化支援（実証）

【拡充】AI・自動運転等の検証タイプ

社会課題解決に資する通信システムを用いたAI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

先進無線システム活用タイプ

ローカル５Ｇをはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた実証

①デジタル人材／体制の確保支援

1．推進体制構築支援	都道府県を中心とした持続可能な地域のＤＸ推進体制の構築を支援
2．計画策定支援	デジタル実装に必要となる地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言
3．地域情報化アドバイザー	地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援
4．人材ハブ機能 【拡充】	デジタル人材を地域外から確保する場合の人材のマッチングを支援

【担当：情報通信振興課 096-326-7825】

高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、全国の携帯ショップ、公民館等で実施します。

都市部を中心とした支援

令和3年度～ **全国展開型**

●携帯ショップなど全国に有している拠点等で支援を実施
●主体は**携帯キャリア**を想定

地方部を中心とした支援

令和3年度～ **地域連携型** 令和6年度～

対面TYPE

●携帯ショップのない市町村にて公民館等で支援を実施
●主体は**地元ICT企業、社会福祉協議会等**

オンラインTYPE

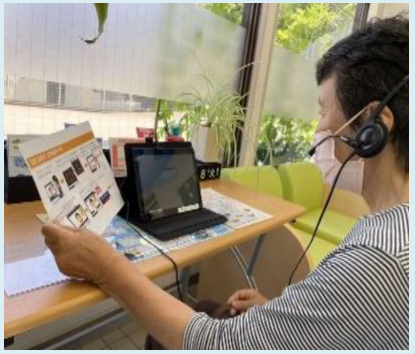

●携帯ショップのない全国の市町村にてオンラインによる支援を実施
●主体は**携帯キャリア**を想定

令和4年度～ **講師派遣型**

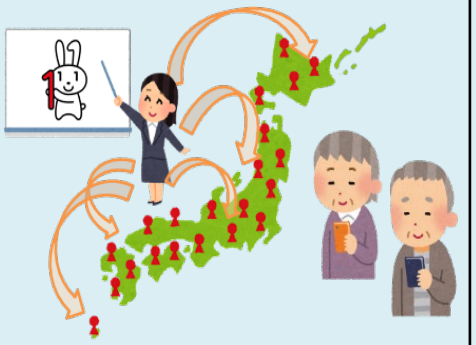

●講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施
●主体は**携帯キャリア、地元ICT企業等**

デジタル活用支援ポータルサイト

https://www.digi-katsu.go.jp/

【担当：情報通信振興課 096-326-7825】

ICTスタートアップ創出のための人材発掘・支援

地域発ICTスタートアップの創出による地域課題の解決や経済の活性化を目的に、総務省及びNICTが実施する「全国アクセラレータ・プログラム」の成果発表機会となる「起業家甲子園・起業家万博」の九州地区大会の開催を支援し、ICTを活用した起業を志す学生や若手起業家等の次世代ICT人材の発掘・育成に取り組みます。

【ICTスタートアップ支援センター】

「NICT アクセラレータ・プログラム」として、通年での起業家支援を行っています。

令和６年度　起業家甲子園

令和６年度　起業家万博

【令和6年度 九州地区連携大会】

イベント名	対象		主催等	開催時期、会場等
九州・山口ベンチャーマーケット2024		万博	九州・山口ベンチャーマーケット実行委員会	12月23日(月) みらいホール
StartupGo!Go!	甲子園	万博	(一社)Startup GoGo	10月9日(水) ・10日(木) 福岡大名ガーデンシティ
第10回崇城大学ビジネスプランコンテスト	甲子園		崇城大学、熊本県	12月14日(土) 崇城大学 SoLAホール
第24回九州・大学発ベンチャー・ビジネスプランコンテスト	甲子園		第24回九州・大学発ベンチャー・ビジネスプランコンテスト実行委員会	11月9日(土) ももち浜 SRPホール

【担当：情報通信連携推進課 096-326-7314】

Beyond 5G等ICT研究開発の支援

Beyond 5G(6G)の社会実装や海外展開を目指して、NICTと連携し「革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業」の各種プログラムを管内大学・企業等の研究者へ情報発信し、助言及び各種支援を行います。
また、「スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業」により、起業又は事業拡大を目指すスタートアップ等に対し、ICT分野における研究開発の支援や、官民一体の伴走支援を行うことで、ICTスタートアップのさらなる創出・育成を促進します。

【革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業】

以下のプログラムに基づき革新的な情報通信技術に係る研究開発等を推進
①社会実装・海外展開指向型戦略的プログラム
②要素技術・シーズ創出型プログラム
③電波有効利用研究開発プログラム
④国際標準化活動支援プログラム

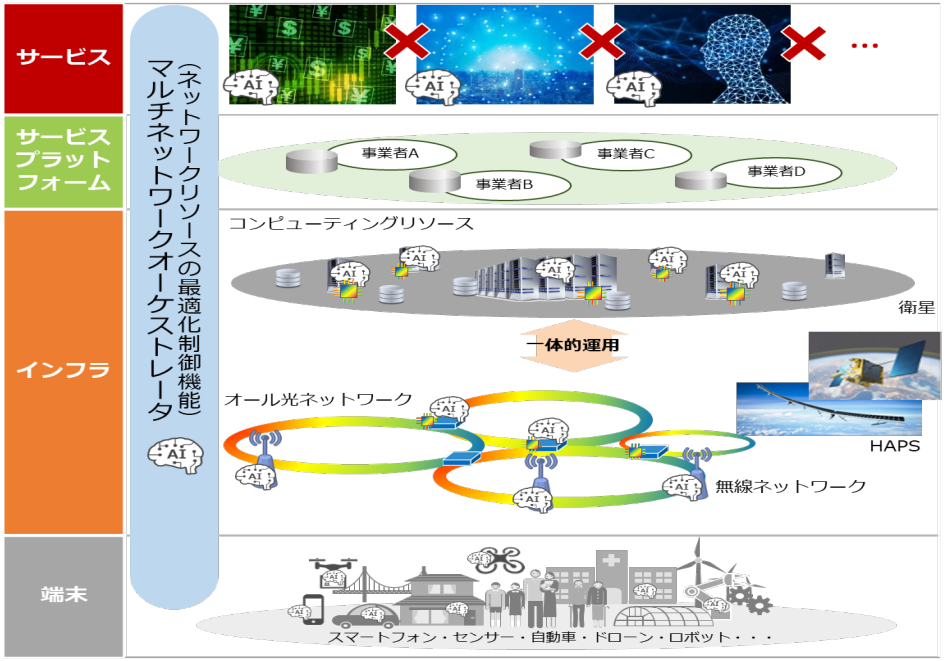

【スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業】

〈フェーズ1〉
起業や事業化を目指す個人等の研究開発を支援
〈フェーズ2〉
事業の確立、拡大を目指す個人等の研究開発を支援

フェーズ 1 (PoC・F/S)	フェーズ 2 (実用化開発)	フェーズ 3 (事業化準備等)	出口市場 (公共調達等)
最大300 万円 (1 年間)	最大2,000 万円 (1 年間)	民間資金による支援	自律的な事業運営へ

芽出しの研究開発から事業化まで
一気通貫での伴走支援

【担当：情報通信連携推進課 096-326-7314】

大項目

Ⅱ　地域DXの推進による持続可能な地域社会の実現
Ⅱ－3　国際競争力の強化

中項目

１　海外展開の推進

地域の魅力を海外に伝える放送コンテンツ発信の取組を支援するとともに、デジタル技術の海外展開を目指す地域のICT事業者等の発掘・支援を行います。

先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進

海外展開を前提とした高品質な放送コンテンツの製作を促進するため、日本のクリエイター（放送事業者、番組製作会社）に対して、製作に携わる人材の育成、海外展開情報の提供、デジタル設備の活用に要する経費の支援を図り、放送コンテンツの海外展開を推進します。

1. 先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業

課題：グローバルで求められる先進的デジタル設備を活用した高品質コンテンツの不足　スキーム：補助事業　※交付業務等は民間団体への委託想定

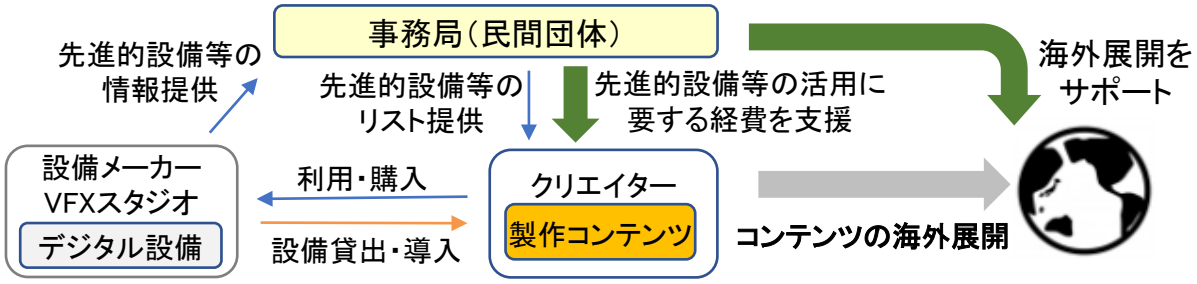

製作促進の支援対象の拡大

海外調査結果を製作に活用

2. 人材育成

課題：製作ノウハウ・先進的技術スキル等を有した人材の不足
スキーム：実証事業（派遣等によるノウハウ取得、研修を通じたスキル向上及び基準策定等）

（1）製作ノウハウ等の取得支援

コンテンツ企画等を行うクリエイターに対する、海外展開に必要な製作ノウハウ、海外配信プラットフォームとの契約交渉、専門人材の登用等を記載したマニュアルを作成
作成に当たって、クリエイターに対する講習、海外プロデューサー招聘、海外への研修派遣等を実施。

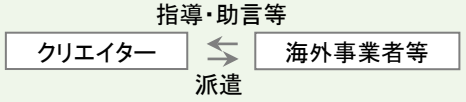

（2）技術スキル等取得支援

撮影・編集等を行うクリエイターに対して、高品質コンテンツの製作に活用される先進的設備等（VFX、4K等）の活用方法等の研修機会を提供
技術スキル等に係る基準を策定

3. 海外展開情報の提供

課題：製作の参考となる、海外各市場における人気コンテンツの傾向等の情報が不足
スキーム：調査研究　※民間団体への委託想定

海外展開に必要な海外各市場の特徴・市場状況等を調査し、その結果を海外展開を目指すクリエイターに提供。
なお、調査結果は海外配信PF実証事業での配信等においても活用。

【担当：情報通信連携推進課 096-326-7314、放送課 096-326-7871、有線放送課 096-326-7876】

デジタル技術の海外展開を目指す地域のICT事業者等の発掘・支援

九州各県の自治体や商工団体等と連携してデジタル技術の海外展開を目指す地域のICT事業者等のニーズを把握し、「安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業」の地方枠により海外展開の支援を行います。

【安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業】

デジタル技術を活用しグローバルな社会的課題を解決するとともに、経済安全保障の確保に資するとの観点から特に重要なシステム・サービスの海外展開について、調査事業・実証事業等の支援を実施。

＜施策の目的＞

（例）オープンRANの海外展開

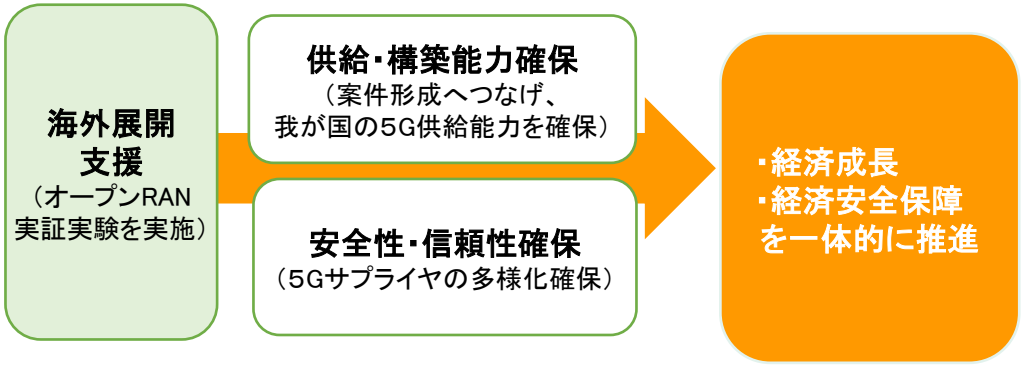

＜海外展開フロー＞

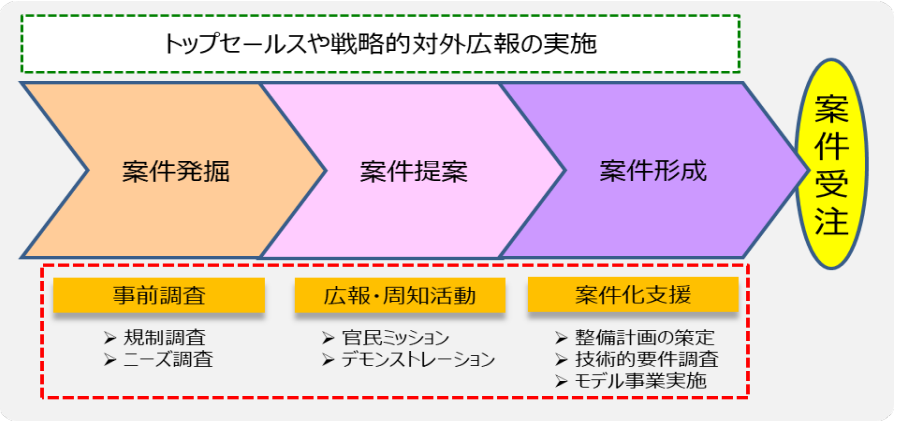

＜「地方枠」について＞

✓日本の地方企業がデジタル技術の海外展開に取り組むことは、**展開先国の社会課題の解決や安全性・信頼性を確保したデジタル空間の構築に貢献**する可能性を一段と高めるだけでなく、その地方企業や地方企業が存在する**地域経済の活性化**という観点からも有意義。

✓**海外展開支援事業に「地方枠」を設け、地方企業の取組を公募により支援**。

【担当：情報通信連携推進課 096-326-7314】

Ⅲ　安心・安全で信頼できる情報通信環境の整備

中項目

１　情報リテラシーの推進

インターネットやスマートフォン、SNSの普及など、電気通信サービスが多様化・高度化する中、青少年の情報リテラシー不足によるトラブルや、高齢者の契約を巡るトラブルなど様々な問題が発生しています。

これらの諸問題に対応するために、電気通信事業者、自治体、消費生活センター、学校等、関係機関等と連携して、誰もが安心・安全・快適にインターネット等を利用できる環境の整備に取り組みます。

２　安心・安全なワイヤレス環境の確保

船舶航行の安全確保のための海上通信システムの普及に努めるとともに、電波の適正な利用や電波法令の遵守に関する周知・啓発を実施します。

また、重要無線通信への混信、妨害を迅速に排除するとともに、不法無線局の撲滅に向け、捜査機関との共同取締り、技術基準不適合設備の使用や流通の排除に取り組みます。
特に、管内への国内外要人等の来訪等には、重要無線通信の確保に向け、電波監視体制を強化して取り組みます。

Ⅲ　安心・安全で信頼できる情報通信環境の整備

中項目

３　放送の良好な受信環境の確保

様々な要因によりテレビやラジオの放送が受信できない場合に、個別の難視聴相談や放送事業者等が講じる根本的な対策について、放送事業者や関係団体と連携して取り組むことで良好な受信環境の確保に努めます。

また、山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助し、視聴環境の改善に努めます。

４　サイバーセキュリティ対策の推進

地域SECUNITYの強化支援を通じてサイバーセキュリティの意識向上を図るため、関係機関と連携しつつ、各地域でのセミナーやサイバーインシデント演習を開催するとともに、企業・地方公共団体等におけるサイバーセキュリティ人材育成の取組を推進します。

安心・安全な電気通信サービスの利用環境の確保

誰もが安心・安全に電気通信サービスを利用できるよう、九州電気通信消費者支援連絡会の開催等により電気通信事業者、消費生活センター等との情報共有や連携強化に努めます。また、電気通信事業法による消費者保護ルールの徹底を図ることにより電気通信サービス利用者を支援します。さらに、販売代理店を対象とした届出制度を通じて、業務の適正性の確保を図ります。

【九州電気通信消費者支援連絡会の開催】

消費生活センター、電気通信事業者及び当局が一堂に会し、電気通信サービスにおける消費者支援のあり方等について、年2回ハイブリッド開催により活発な意見交換を実施しています。

また、消費生活センター等への苦情相談にかかる実態把握、意見交換を目的に各県の消費生活センターを訪問しています。

《九州電気通信消費者支援連絡会の模様》

【苦情や相談への対応】

・相談件数については、令和5年度の電話受付は154件でした。

※令和4年度の電話受付は315件。

・相談内容については移動通信サービス及び光卸サービスの勧誘・契約・解約トラブルに関する苦情相談が多い状況です。

電気通信サービスQ＆A(2024年度版)

【販売代理店届出制度の導入】

・販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、令和元年10月から届出制度を導入しました。

・令和5年度末現在、九州管内の届出事業者数は18,380者です。

【担当：電気通信事業課 096−326−7821】

安心・安全な青少年インターネット利用環境の確保

青少年のインターネットに接する機会の増加に伴い、ネット依存、不適切な投稿とともにSNSを利用しての犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。このため、青少年が安心・安全にインターネットを利用できるよう「e-ネットキャラバン」の実施や県教育委員会等との連携強化を通じて、情報リテラシーの啓発活動等を推進します。

【e-ネットキャラバンの推進】

総務省では、青少年のインターネットリテラシー向上の取組のひとつとして「e-ネットキャラバン」（安心・安全なICT（インターネット）の利活用を学ぶ無料啓発講座）を推進しています。子どもに迫るネット上の危険の実態や特徴等について、専門の講師が分かりやすく小中高生に説明します。

※講座のお申し込みは、e-ネットキャラバン公式ウェブサイトで随時受付を行っています。

https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/

（一財）マルチメディア振興センター（e-ネットキャラバン事務局）

【e-ネットキャラバン　パンフレット】

【地域における連携体制による啓発活動等】

<春のあんしんネット・新学期一斉行動>

各県、警察、学校、地域団体等と連携し、中学校の入学説明会等において保護者や生徒へインターネットリテラシーにかかる啓発活動を実施。令和5年度は66校で実施しました。

<中高校生ICTカンファレンス>

令和6年度は「今、高校生が考える生成AIとの付き合い方　－「誤情報・偽情報」を超えた活用法を考える－」をテーマに各地域の実施団体と当局等の共催により、福岡県、長崎県、大分県の3県で開催しました。

【情報通信の安心安全な利用のための標語】

情報通信を安心・安全に利用するためのルールやマナー、情報セキュリティ等に関して、標語を募集しており、受賞作品を用いた啓発活動を行うことを通じ、初心者を含む情報通信利用者の意識向上を図ることを目的とし、平成20年度から実施しています。

令和6年度の受賞作品

●九州総合通信局長賞
鹿児島県立鹿児島中央高等学校
「その投稿　生涯消えない「ストーリー」」

【担当：電気通信事業課 096-326-7821】

船舶の安全航行のための海上通信システムの普及

船舶の安心・安全な航行確保、海難事故防止のため、GMDSS（全世界的な海上遭難・安全システム）の近代化に対応するとともに、AIS（船舶自動識別装置）及びPLB（携帯用位置指示無線標識）、国際VHF（国際的な船舶共通システム）の普及を促進します。

AIS（船舶自動識別装置）

※AIS(Automatic Identification System)

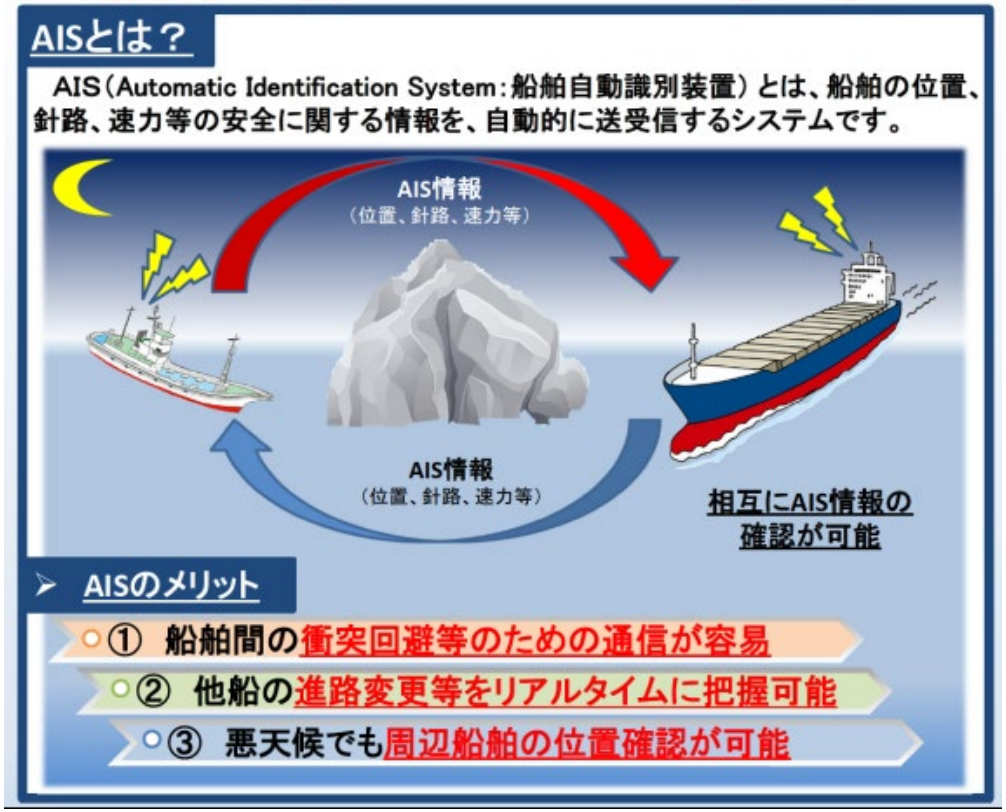

PLB（携帯用位置指示無線標識）

※PLB(Personal Locator Beacon)

PLBとは、個人が海上で遭難した場合に携帯電話等が通じない洋上でも人工衛星を通じて捜索救助機関に救助を求めることできるシステムで、迅速な捜索救助活動が期待できます。

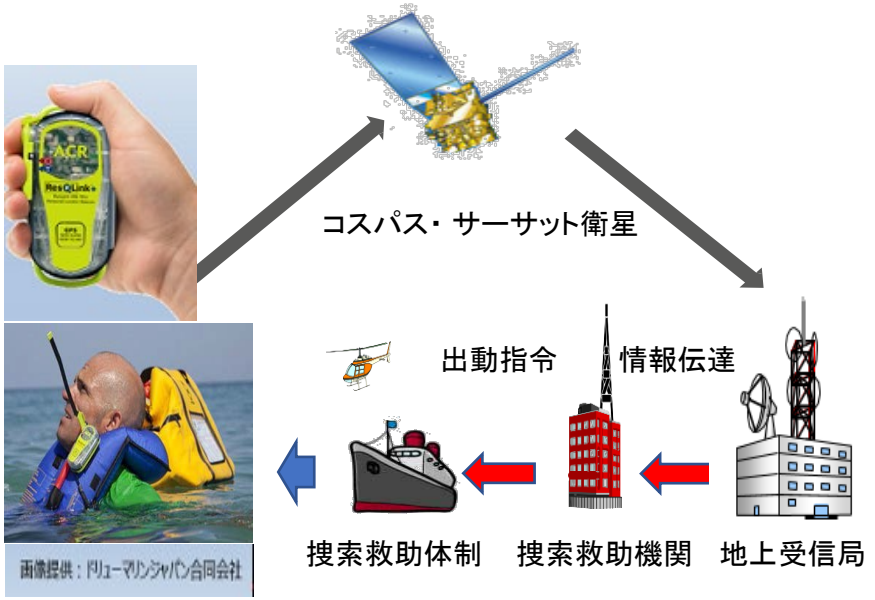

【担当：航空海上課 096-326-7831】

重要無線通信妨害への迅速な対応

船舶、航空、消防、警察、防災行政、放送、携帯電話などの人命や財産の保護、治安の維持のための通信の確保は重要であり、それら重要無線通信に対する混信、妨害の迅速かつ的確な排除に向けて最優先で取り組みます。
また、9月に長崎県で開催される国民文化祭における行幸啓では、重要無線通信妨害に備え電波監視体制を強化し、発生した場合は迅速に排除します。

《航空無線への混信排除の様子》

《列車無線への混信排除の様子》

《重要無線通信妨害に備えた
電波監視体制の様子》

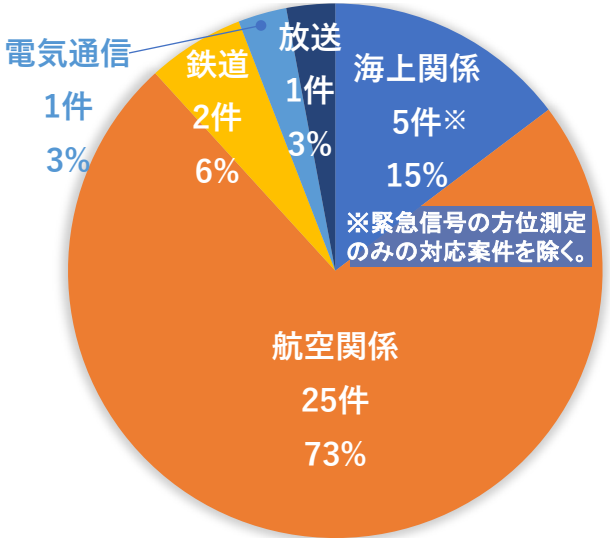

《令和6年度重要無線通信妨害対策件数》
令和7年3月4日現在

《電波監視システム（DEURAS）》

全国の主要都市周辺の鉄塔やビルの屋上等に設置しているセンサ局と各総合通信局のセンタ局とを広域LAN回線等で接続。
無線通信に対して混信、妨害を与える不法無線局等を監視。

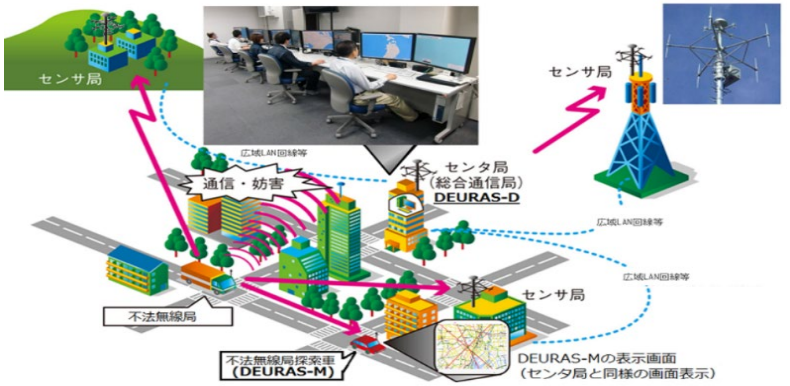

【担当：監視調査課 096-312-8261】

不法無線局の撲滅に向けた取組

警察、消防・防災行政無線など人命、財産に関わる重要な無線への混信のほか、テレビ・ラジオへの受信障害、携帯電話への通話を妨害し、暮らしに悪影響を及ぼす不法無線局について、捜査機関等と連携し撲滅に向けた対策を行います。
また、外国規格の無線機や微弱無線機器の基準を逸脱する機器等が通信販売やインターネット等で販売されるケースが増えていることから電波法の技術基準に適合しない機器(技術基準不適合設備)について、使用の未然防止のための周知啓発を行うとともに、使用が確認された際は排除に向けた取組を行います。

捜査機関との連携・協力

捜査機関(警察署や海上保安部(署))と連携・協力して、車両や船舶に設置された不法無線局に対する共同取締りを実施します。
さらに、捜査機関が独自に実施した取締りにおいて摘発した無線機器の鑑定を行うとともに、電波法令等の説明会実施を通じ、その活動を支援します。

車両設置の不法無線局の実例

船舶設置の不法無線局の実例

《捜査機関との共同取締り》

《電波法令等の説明会》

《無線機器の鑑定作業》

技術基準不適合設備

外国規格の無線機(FRS・GMRS等)の使用リスクに対応するため、外国規格の無線機からの電波の発射状況について調査・探査を行うとともに、それらを使用しないよう注意喚起や指導等を行います。
また、技術基準不適合設備の流通防止に向け、無線機販売店等におけるそれらの販売状況を調査し、使用を未然に防止するための周知・啓発を行うとともに、流通が確認された場合には、電波法の基準に適合するか否かの確認及び排除に向けた強い措置(要請、勧告、命令等)を行います。

トランシーバ

ワイヤレスマイク

ワイヤレスカメラ

《微弱無線機器の基準を逸脱する機器の実例》

FRS

GMRS

FRS/GMRS共用

GMRS

《外国規格の無線機(イメージ)》

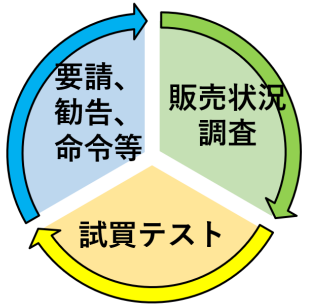

《技術基準不適合設備の流通対策》

【担当:監視調査課 096-312-8261】

電波利用の正しい知識の普及とリテラシー向上

様々な分野で広く活用され、デジタル社会の基盤を支える電波を誰もが安心・安全に利用できる環境を維持するため、周知・啓発用のポスターの掲示、リーフレットの配布や電波適正利用推進員の活動等を通じ、広く周知・啓発を行うことで電波の適正な利用や電波利用のルール等についての正しい知識の普及に取り組みます。

また、医療機関における適切な電波利用や、電波の安全性についてのリテラシー向上に取り組みます。

電波の適正利用のための周知・啓発

電波法令を遵守し、電波を適正に利用するために、電波の利用には原則免許が必要なこと、技適マークを確認すること、国内で使用できない外国規格の無線機（FRS・GMRS等）を使用しないことなど、電波利用ルールの遵守について、ポスターの掲示やのぼり旗の設置、インターネット広告等により周知・啓発を行います。

また、電波の知識を有する地域のボランティア「電波適正利用推進員」による、学校等での電波教室の開催や地域イベントでのリーフレットの配布等を通じて、電波利用ルール等への理解を深めます。

（ポスター）

（のぼり旗）

（電波適正利用推進員による活動の様子）

医療機関における適切な電波利用の促進

医療現場では、医用テレメータ、業務用モバイル端末など様々な電波利用機器が使用されていますが、電波管理が十分でないことに起因するトラブルも発生していることから、「九州地域の医療機関における電波利用推進協議会」と連携し、説明会の開催や専門家の派遣(ハンズオン支援)を実施し、医療機関において安心・安全に電波利用機器が使用できる環境の構築に取り組みます。

（説明会の模様）

（ハンズオン支援の様子）

電波の安全性に関する周知・啓発

電波の健康への影響に関しての不安や疑問を払拭し、電波の安全性に関する正しい知識と理解を深めることにより、安心して電波を利用できるよう、科学的知見をもとに、経済産業省と共催する「電磁波の健康影響に関する講演会」等により周知・啓発を行います。

（電波の安全性に関するパンフレット）

【担当：電波利用環境課 096-312-8251】

辺地共聴施設の設備更新等への支援

山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助します。なお、今年度から補助対象経費が拡充します。

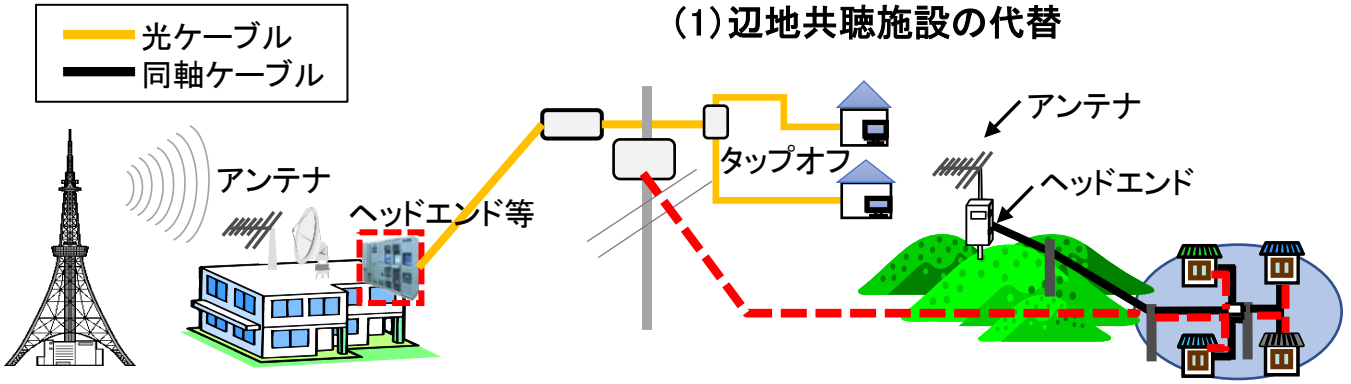

地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業

【事業主体】
(1)市町村、市町村の連携主体、放送事業者、電気通信事業者、放送事業者及び電気通信事業者の連携主体
(2)市町村、市町村の連携主体

【補助率】
(1)辺地共聴施設の代替 :2/3
(2)辺地共聴施設の光化等改修 :1/2

【補助対象経費(上図の赤点線部分)】
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
※中継局が廃止にならない地域に限る。
※辺地共聴施設(同軸ケーブル)の光化を伴うケーブルテレビ(IPマルチキャスト方式によるものを含む。)による代替に必要な伝送路設備等を含む。
※代替については、既設施設の撤去費用を含む。【拡充】

【担当:有線放送課 096-326-7876】

AM放送のFM補完や難聴解消のための中継局整備支援

ラジオは国民生活に密着した重要な情報収集ツールであり、災害発生時の国民の生命・財産の確保に必要な情報収集に大きな役割を果たします。そのため、多発する災害への対策や外国波混信等による難聴対策を推進するため、周波数割当計画に基づく周波数の有効利用の一環として、FM放送用周波数（76.1～94.9MHz）によるAM放送番組の補完放送の推進等に取り組みます。また、難聴解消のために中継局の整備を実施する放送事業者や地方公共団体を支援します。

FM補完放送（ワイドFM）の特徴

臨場感あふれる
FMステレオ放送！

FM の電波だから、
音がクリア！

高いビルやマンションでも聴ける！

ビル等に囲まれた場所でも！

建築物の影響で受信環境が悪くても大丈夫

外電波からの混信回避も！

外電波と異なるFM電波で改善

放送局が遠い山間部でも！

電波が届きにくい地域の受信環境を改善

海岸部の、災害時でも！

アンテナが高い場所にあるから安心

管内AM放送事業者7社ともFM補完放送を一部実施（放送中）

民放ラジオ難聴解消事業

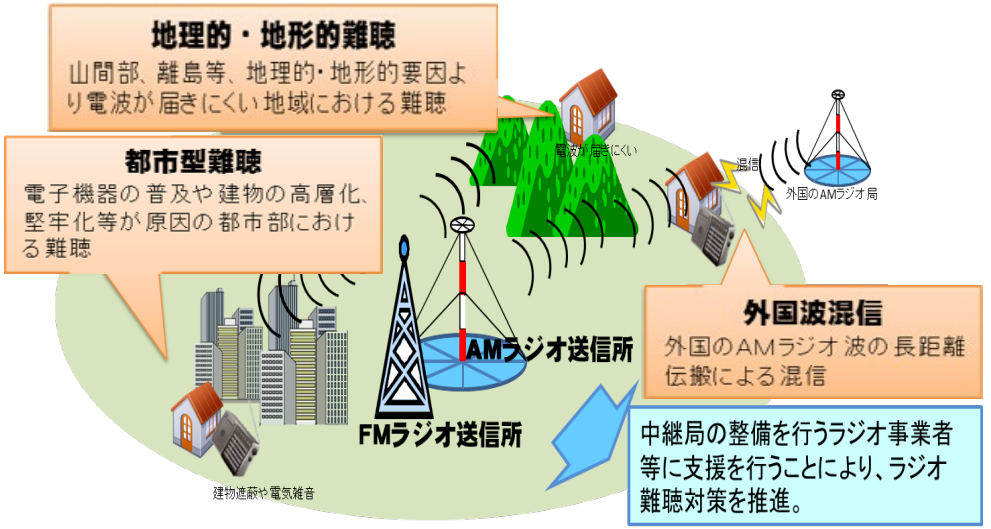

【事業主体】　民間ラジオ放送事業者、地方公共団体　等

【補助対象】　難聴対策としての中継局整備

【補助率】　地理的・地形的難聴：2/3
外国波混信：2/3
都市型難聴：1/2

【担当：放送課 096-326-7871】

テレビ・ラジオの受信障害防止の周知啓発及び受信障害相談対応

テレビ・ラジオ放送の良好な受信環境の確保等を目的に、「九州受信環境クリーン協議会」とともに、例年10月1日から31日までを「受信環境クリーン月間」として受信障害防止キャンペーンを集中的に実施しています。その一環として、中学生を対象とした「受信環境クリーン図案コンクール」や受信相談会等の周知啓発活動を通して受信障害の防止を推進します。
また、受信相談窓口を設置し、改善策のアドバイスや、必要に応じて受信状況の現地調査を行い、難視聴解消に取り組みます。

受信環境クリーン図案コンクール

毎年全国の中学生を対象として図案コンクールを開催しており、令和6年度（第57回）は、全国209校から1,453点の応募があり、総務大臣賞などの入賞作品が選ばれました。入賞作品は、ポスター、各種広告等に活用されています。
なお九州管内では、40校から341点の応募がありました。

中央協議会奨励賞作品（九州）

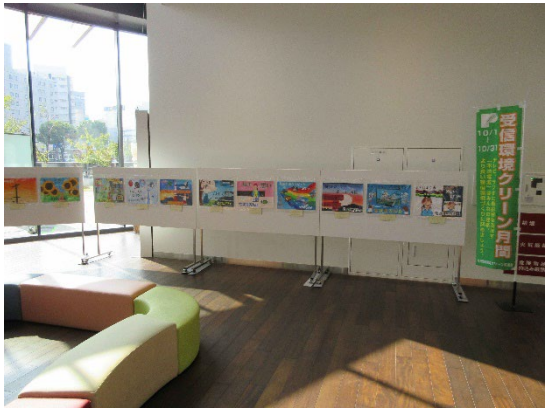

受信環境クリーンフェアでの展示（熊本市）

受信障害の相談事例

良好な放送受信環境の確保のため、視聴者からの相談に対応しています。

テレビ放送送信所

テレビ受信設備

【担当：放送課 096-326-7871】

サイバーセキュリティ人材の育成

社会経済活動を支える情報通信ネットワークの安全を確保し、サイバー空間を利用する全ての国民のサイバーセキュリティを確保するため、地方公共団体や重要社会基盤事業者等に対し、実践的サイバー防御演習（CYDER）の参加拡大に取り組みます。

実践的サイバー防御演習のイメージ

➢ 受講者は、チーム単位で演習に参加。組織のネットワーク環境を模した大規模仮想LAN環境下で、実機の操作を伴って、外部のセキュリティ事業者の支援を受けることを前提としてサイバー攻撃によるインシデントの検知から対応、報告、回復までの一連の対処方法を体験。

演習の流れ

事前学習（オンライン）
- オンラインで事前学習
- 最新のサイバー攻撃事案紹介
- 攻撃に利用されるツールや技術の紹介
- 演習で利用するネットワーク管理ツールや解析ツール等の説明

講義
- オンライン事前学習の振り返り
- サイバー攻撃対処の一連の流れの学習

演習
- 異常の検知、職員への注意喚起
- 不審なファイル解析、現状把握
- 状況のエスカレーション
- 内部感染の端末、原因の調査
- 情報漏洩報告

→ これら一連の作業を実機を用いて演習

振り返り
- 演習の振り返り、実機による作業確認
- 管理する際のポイントやベストプラクティス紹介
- 演習で学んだ結果や自組織へのフィードバックについてグループ発表

CYDER演習風景：Aコース

【担当：サイバーセキュリティ室 096-326-7848】

サイバーセキュリティに関する普及啓発

地域SECUNITYと連携し、企業・地方公共団体等におけるセキュリティ意識の啓発・対応能力向上のためのセミナーやサイバーインシデント演習に取り組みます。

地域に根付いたセキュリティコミュニティ

連携

開催

■各種セミナー
■サイバーインシデント演習

【担当：サイバーセキュリティ室 096-326-7848】

【資料】特定信書便事業の概要

特定信書便事業は、大きさや配達する地域、時間など特定のサービスに限定して信書（※）（信書と同封される信書以外のものを含む）を配達する事業で、総務大臣の許可が必要です。
※信書とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書のことです。

〔1号役務（大型信書便役務）〕

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達

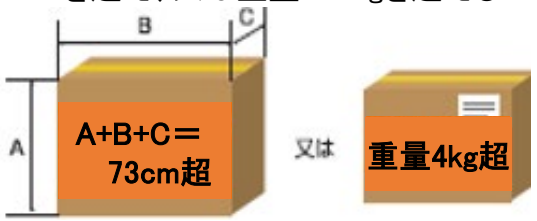

＜サービス事例＞

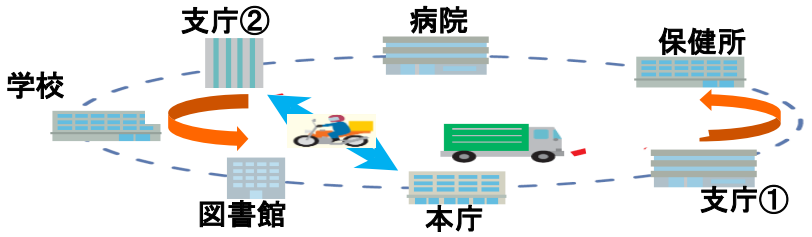

本庁・支庁等の間を巡回して、又は定期的に信書便物を集配

〔2号役務（3時間役務）〕

信書便物が差し出された時から3時間以内にその信書便物を送達

＜サービス事例＞

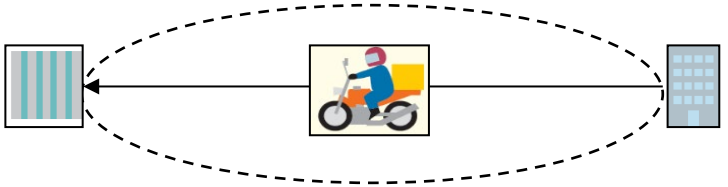

バイク等による配達

〔3号役務（高付加価値役務）〕

1通の料金の額が800円を超える信書便物を送達

800円を超える料金

＜サービス事例＞

メッセージカードの配達サービス（電報類似サービス）

【担当：信書便監理室 096-326-7848】

九州総合通信局の概要

九州総合通信局は、情報通信行政を所掌する総務省の地方支分部局として、以下のような業務を担っています。

主な相談窓口

◇情報公開に関すること	096-326-7328	総務部　企画課
◇電波利用料に関すること	096-326-7805	総務部　財務課
◇信書便事業に関すること	096-326-7847	信書便監理室
◇電気通信サービスに関すること（電話、インターネットのトラブル等）	096-326-7862	情報通信部　電気通信事業課
◇産学官の連携施策の推進に関すること	096-326-7316	情報通信部　情報通信連携推進課
◇地域情報化に関すること	096-326-7827	情報通信部　情報通信振興課
◇テレビ・ラジオの受信障害に関すること	096-326-7873	受信障害対策官
◇地上テレビ・ラジオ放送に関すること	096-326-7874	放送部　放送課
◇ケーブルテレビに関すること	096-326-7878	放送部　有線放送課
◇無線従事者に関すること	096-326-7846	無線通信部　航空海上課
◇電波伝搬障害防止制度に関すること（高層建築物を建築予定の方等）	096-326-7859	無線通信部　陸上課
◇アマチュア無線局に関すること	096-326-7865	無線通信部　陸上課
◇電子機器又は人体に対する電磁波の影響等に関すること	096-312-8255	電波監理部　電波利用環境課
◇無線局への混信・障害に関すること	096-312-8262	電波監理部　監視調査課
◇不法無線局の情報に関すること	096-312-8276	電波監理部　監視調査課
◇防災、減災に関すること	096-326-7334	防災対策推進室
◇サイバーセキュリティに関すること	096-326-7848	サイバーセキュリティ室
◇総合通信相談所（情報通信行政全般）	096-326-7819	総合通信相談所

総務省　九州総合通信局
〒860－8795　熊本市西区春日2－10－1

《問い合わせ先》
九州総合通信局　総務部　企画課
TEL：096－326－7852
E-mail：q-seisaku@soumu.go.jp
ホームページ：https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/index.html

本施策集は九州総合通信局ホームページに公開しています。 URL：https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/data/publication.html　QRコード：